
付録一2 定期点検結果の記入要領

1. 定期点検結果の記入要領	1
1.1 点検調書（その1）橋梁の諸元と総合検査結果	1
1.2 点検調書（その2）径間別一般図	1
1.3 点検調書（その3）現地状況写真	1
1.4 点検調書（その4）チェックシート	2
1.5 点検調書（その5）損傷図	4
1.6 点検調書（その6）損傷写真	6
1.7 点検調書（その7）簡易な予防保全対象となる損傷写真	8
1.8 国交省提出様式（道路橋点検記録表様式）	8
2. 定期点検調書の記入様式	22

1. 定期点検結果の記入要領

定期点検における点検調書の記入要領を以下に示す。

なお、本要領の内容以上の基準を用いて評価を行いたい場合、必要に応じとりまとめ方法を変更してもよい。

1.1 点検調書（その1）橋梁の諸元と総合検査結果

本調書では、対象橋梁の諸元について橋梁に関するデータベースなどを活用し整理する。

また定期点検の総合所見として、複数の部材の複数の損傷を総合的に判断するなど、橋梁全体としての状態についての所見を、「総合検査結果」欄に記載する（400字程度以内）。

1.2 点検調書（その2）径間別一般図

本調書では、対象橋梁の一般図（平面図、側面図、断面図）などを径間毎に整理する。

その記入方法は、以下のとおりとする。

下記の項目以外については、橋梁に関するデータベースなどを活用すること。

- ・ 「一般図」 : 橋梁全体の一般図（平面図、側面図、断面図）
 - ※ 補強等を反映させた現況の一般図とすること
 - ※ 現況の一般図が無い場合には、CADを用いて新たに作成すること

1.3 点検調書（その3）現地状況写真

本調書では、対象橋梁の全景、路面、路下等の現地状況写真などを径間毎に整理する。

その記入方法は、以下のとおりとする。

下記の項目以外については、橋梁に関するデータベースなどを活用すること。

- ・ 「写真番号」 : 写真と対応した番号（1から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）
- ・ 「径間番号」 : 写真に対応した径間番号
- ・ 「写真説明」 : 撮影対象箇所（側面、路面、路下等）
- ・ 「撮影年月日」 : 写真の撮影年月日
- ・ 「メモ」 : 写真内容の補足説明
 - ※ 橋歴板、塗歴板、および損傷が確認されない場合でも桁下や支承、補修・補強等の状況写真は必ず撮影する。

なお、写真の撮影方法に関して、悪い例、良い例を次頁に示す。

悪い例	良い例
 <p data-bbox="209 696 762 786">側面全景 長いのは分かるが径間数は分からない。</p>	 <p data-bbox="810 696 1358 786">側面全景 径間数・桁下状況が分かりやすい。</p>
 <p data-bbox="209 1227 762 1317">桁下全景 暗く何も分からない。アングルも悪い。</p>	 <p data-bbox="810 1227 1358 1317">桁下全景 上部工の構造が分かりやすい。</p>

1.4 点検調書（その4）チェックシート

本調書では、チェックシートによる判定結果について、損傷種類毎に、径間単位で記載する。

「チェックシートによる判定」：判定は以下に基づき評価する。

表 1.1 健全度ランク判定区分

健全度 ランク	判定区分	備考
1	健全	損傷が認められない
2	対策不要	損傷が軽微で補修を行う必要がない
3	状況に応じ早めに対策	状況に応じて補修を行う必要がある
4	早急に補修補強	速やかに補修等を行う必要がある
5	緊急対応の必要	緊急対応の必要がある

- ・ 「損傷の規模」 以下を参考に記入する
 - 無：損傷なし
 - 小：着目部分の局所に損傷が生じている。
 - 中：着目部分の全体の 1/2 程度で損傷が生じている。
 - 大：着目部分の全体で損傷が生じている。
- ・ 「検査結果」 : 橋梁における損傷現象は多様な形態で現れ、その原因も種々な要因が複雑に関連している場合が多く見られる。例えば、コンクリートの「塩害」(根本原因)により「ひびわれ」という損傷が発生し、その「ひびわれ」を直接的な原因として「漏水・遊離石灰」に、さらにひびわれからの漏水により「材料劣化」して「腐食」という損傷に発展するなどである。このように、損傷の原因を明確に確定することはかなり難しいが、定期点検では、主部材の対策工法を検討するに際して必要な原因を確定若しくは推定することを目的に、表 1.2 の 6 つの重大損傷原因(その他を加えて 7 つ)を記載することとした。このため、原因は、根本原因、直接的な原因を区分することなく、対策工法を検討するために考慮するものを記載する。ただし、原因が推定もできない場合は、無理して記載することなく、「不明」とすること。

表 1.2 損傷原因の種類

鋼	コンクリート	備考
①疲労	①疲労	外力作用に起因
	②塩害	環境に起因
	③凍害	
	④アルカリ骨材反応	材料劣化に起因
	⑤中性化	
⑥材料劣化		
⑦その他 ()	⑦その他 ()	

なお、「⑦その他（）」を記載する場合には、分かる範囲で（）内に損傷原因名を記載すること。この際、次に示す11項目に代表させたものが参考となる。

【外的原因】	【内的原因】
ア) 外力作用に起因 <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定外の荷重 ・ 衝突 ・ 偏土庄・圧密沈下 ・ 洗掘・浸食 ・ 地震 イ) 環境に起因 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾燥収縮・温度応力 ・ 化学的腐食 	ウ) 材料劣化に起因 <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質の経年変化 エ) 製作・施工に起因 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製作・施工不良 ・ 防水・排水工不良 オ) 設計・構造に起因 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造形式・形状不良

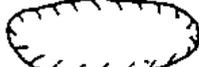
- ・ 「損傷の規模による補正」 : 損傷の規模を考慮し健全度ランクを補正した場合、“有”と記入する。なお、健全度ランク2以上で、損傷の規模が「中」もしくは「大」である場合、健全度ランクを1つ挙げることを基本とする。

1.5 点検調書（その5）損傷図

本調書では、対象橋梁の部位・部材の損傷の種類・程度や箇所などを径間毎に整理する。その記入方法は、以下のとおりとする。

下記の項目以外については、橋梁に関するデータベースなどを活用すること。

- ・ 「損傷図」 : 径間別一般図に、部材名称、部材記号、損傷名、チェックシートによる判定区分番号、の順序で記入する（「部材名称」については「図1.1~1.11」を参照）。
また、各損傷箇所に対応した写真の番号（「点検調書（その6）損傷写真」の写真番号）を記入する。
なお、記入にあたっては、以下の凡例の内容を損傷図に添付し、参考としても良い。

損傷の種類	表示	損傷の種類	表示
ひびわれ		遊離石灰	
剥離		漏水	
鉄筋露出		その他	

点検の結果は、単に損傷の大小という情報だけではなく、効率的な維持管理を行うための基礎的な情報として様々な形で利用される。例えば、ひびわれ状況をもとにアルカリ骨材反応を検討したり、亀裂の発生箇所周辺の損傷状況をもとに損傷原因を考察したりする場合には、損傷図が重要な情報源となる。

したがって、損傷の程度を適切な方法で詳細に記録しなければならない。損傷状況を示す情報のうち、定性的な評価基準を用いて損傷の程度を表せない情報については、本点検調書上で、損傷図や文章等を用いて記録することとする。

以下に、定性的な評価基準で損傷の程度を表せない情報に対する記録方法例を示す。

- ・ コンクリート部材におけるひびわれの状況のスケッチ
(スケッチには、主要な寸法も併記する)
- ・ コンクリート部材におけるうき、剥離、変色等の変状箇所および範囲のスケッチ
- ・ 鋼製部材の亀裂発生位置、進展の状況のスケッチ
- ・ 鋼製部材の変形の位置や状況のスケッチ
漏水箇所など変状の発生位置
異常音や振動など写真では記録できない損傷の記述

1.6 点検調書（その6）損傷写真

本調書では、点検の結果、把握された代表的な損傷の写真などを径間毎に整理する。

その記入方法は、以下のとおりとする。

下記の項目以外については、橋梁に関するデータベースなどを活用すること。

- ・ 「写真番号」 : 写真と対応した番号（1から順に記入：写真は横方向に順に貼付ける）
- ・ 「径間番号」 : 写真に対応した径間番号
- ・ 「部材名」 : 主桁、床版などの部材名（「図 1.1~1.11」参照）
- ・ 「損傷の種類」 : 損傷名
- ・ 「損傷程度」 : チェックシートによる判定（「付録-1」参照）
- ・ 「撮影年月日」 : 写真の撮影年月日
- ・ 「メモ」 : 写真内容の補足説明

なお、貼付した写真には起点・終点の方向を記入する。また、写真撮影にあたっては、できるだけ黒板（下図参照）を入れて撮影することとし、さらにスケールが判るようなものを添えておくことが望ましい。

また、損傷の種類だけではなく、損傷の範囲（長さ、幅、深さ・厚さ）と範囲の分かる写真を撮影する。そのため、写真には可能な限り寸法の分かるもの（スタッフ、ロッド、コンベックス等）を入れて撮影する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. <u>写真番号</u>2. <u>橋梁名</u>3. <u>部材名</u>4. <u>損傷の種類および番号</u> |
|---|

なお、写真の撮影方法に関して、悪い例、良い例を次頁に示す。

悪い例	良い例
 <p data-bbox="188 607 778 685">範囲が分からない。びわれ間隔が分かるのは点検者のみ。</p>	 <p data-bbox="810 607 1401 685">撮影目的が明確である。ロッドが入っており、損傷の範囲が分かる。</p>
 <p data-bbox="188 1039 778 1117">腐食孔の向こう側に白い紙を当てていない。よく分からない。</p>	 <p data-bbox="810 1039 1401 1117">腐食孔の向こう側に白い紙を当てている。</p>
 <p data-bbox="188 1471 778 1550">範囲が分からない。平面寸法は分かるが、深さが不明。</p>	 <p data-bbox="810 1471 1401 1550">撮影目的が明確である。ロッドが入っており、損傷の範囲が分かる。</p>
 <p data-bbox="188 1904 778 1982">範囲が分からない。残存厚または減肉量が不明。</p>	 <p data-bbox="810 1904 1401 1982">撮影目的が明確である。ノギスの寸法も見える。</p>

1.7 点検調書（その7）簡易な予防保全対象となる損傷写真

本調書では、点検の結果、把握された支承付近の土砂堆積や排水ますの土砂詰まりといった簡易な予防保全措置が可能な損傷を整理する。なお、点検時に携行する機器を用い、解消された損傷は記録しなくてもよい。

その記入方法は、以下のとおりとする。

下記の項目以外については、橋梁に関するデータベースなどを活用すること。

- ・ 「写真番号」 : 写真と対応した番号（1から順に記入：写真は横方向に順に貼付ける）
- ・ 「径間番号」 : 写真に対応した径間番号
- ・ 「部材名」 : 主桁、床版などの部材名（「図 1.1~1.11」参照）
- ・ 「損傷の種類」 : 損傷名
- ・ 「損傷程度」 : チェックシートによる判定（「付録-1」参照）
- ・ 「撮影年月日」 : 写真の撮影年月日
- ・ 「メモ」 : 写真内容の補足説明

なお、貼付した写真には起点・終点の方向を記入する。また、写真撮影にあたっては、できるだけ黒板（下図参照）を入れて撮影することとし、さらにスケールが判るようなものを添えておくことが望ましい。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. <u>写真番号</u>2. <u>橋梁名</u>3. <u>部材名</u>4. <u>損傷の種類および番号</u> |
|---|

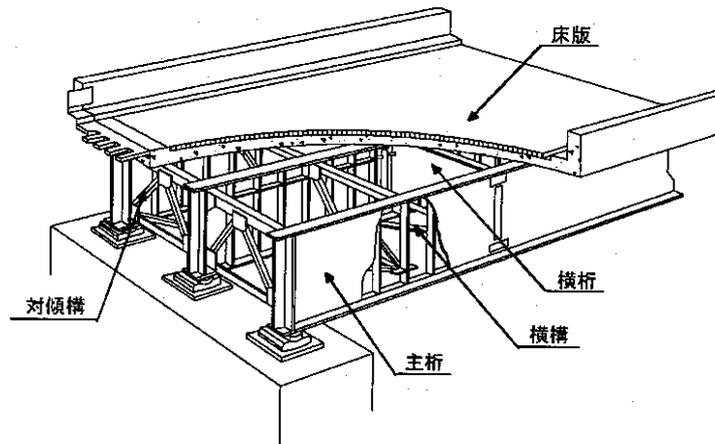
1.8 国交省提出様式（道路橋点検記録表様式）

「道路橋定期点検要領」（平成26年6月 国土交通省道路局）を参照すること。
(URL <http://www.milt.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html> に掲載されている)
点検調書（その1）～（その7）とは、別のエクセルファイルで作成すること。

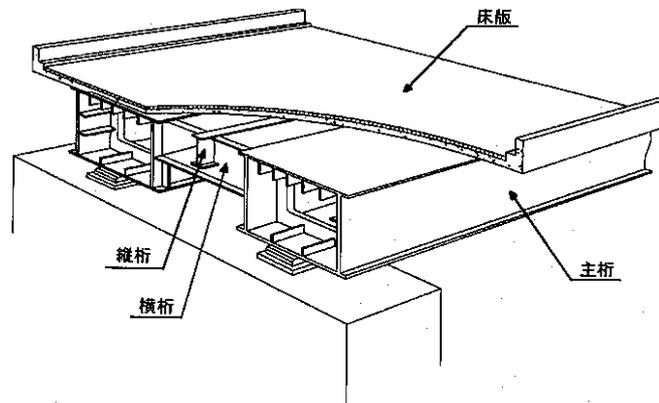
本様式にて福島県道路メンテナンス会議に点検結果を報告し、メンテナンス年報として国土交通省がとりまとめる。

・上部構造

鋼板桁



鋼箱桁



トラス

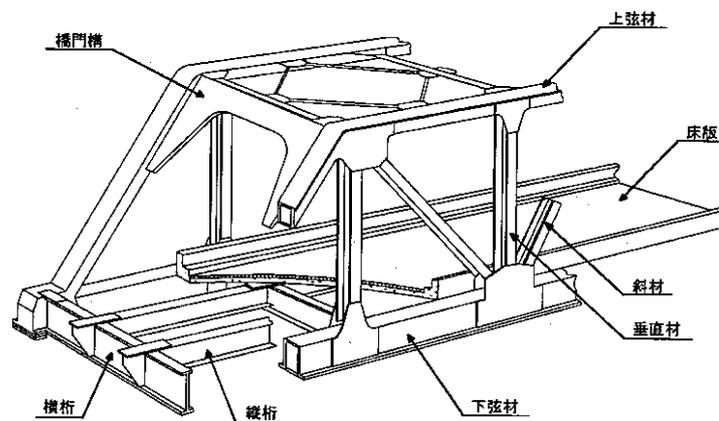
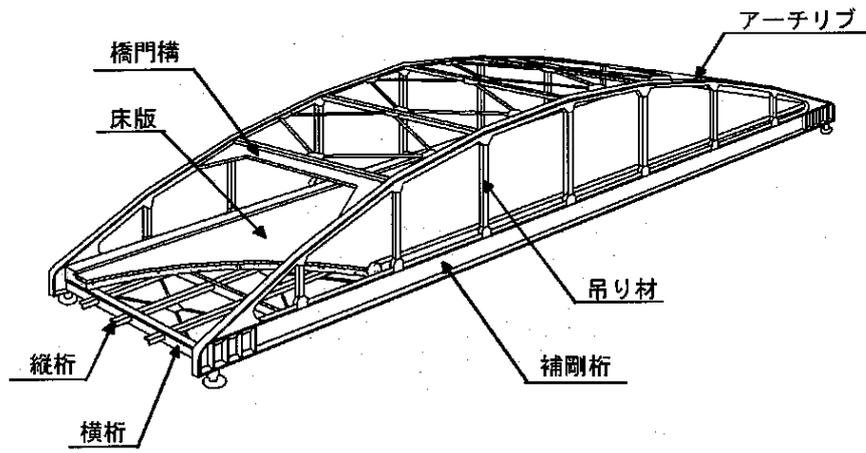
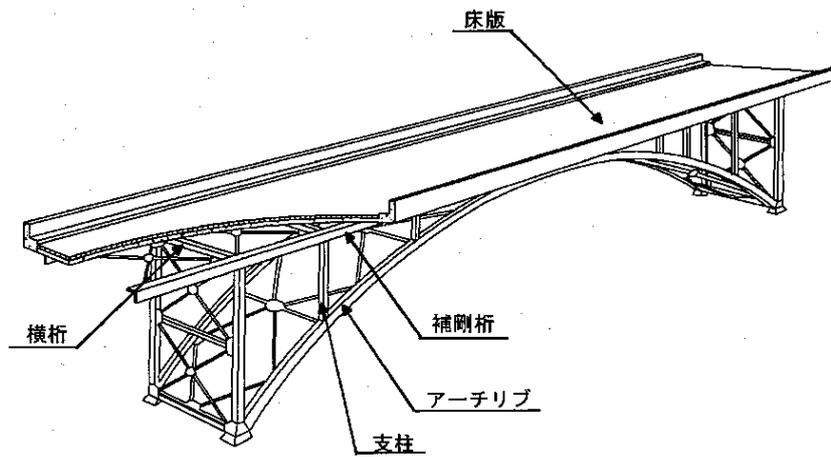


図 1.1 部材の名称 (その1)

アーチ (下路式)



アーチ (上路式)



ラーメン

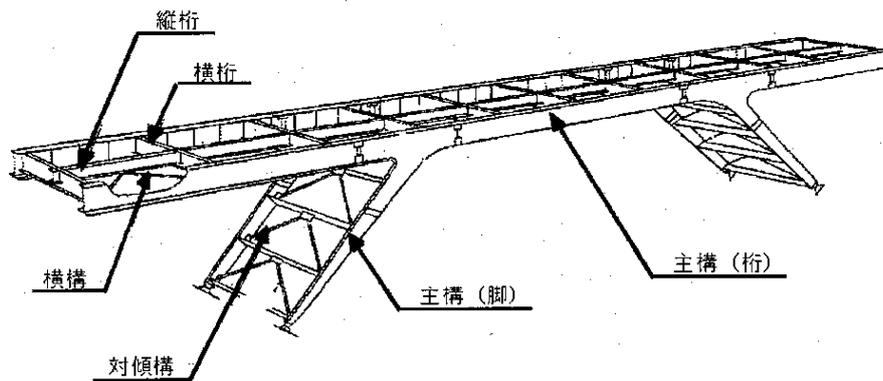
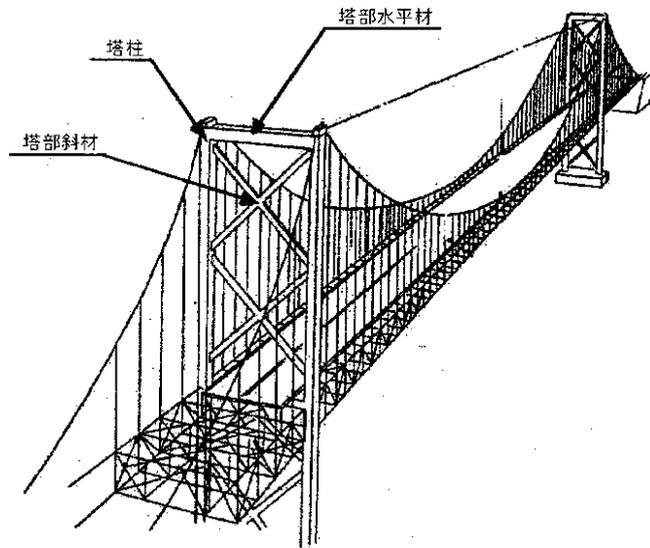
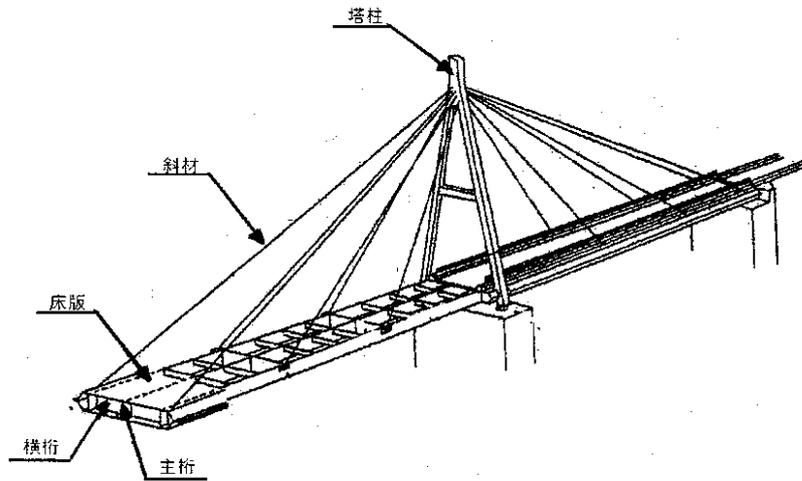


図 1.2 部材の名称 (その2)

斜張橋・吊り橋



外ケーブル

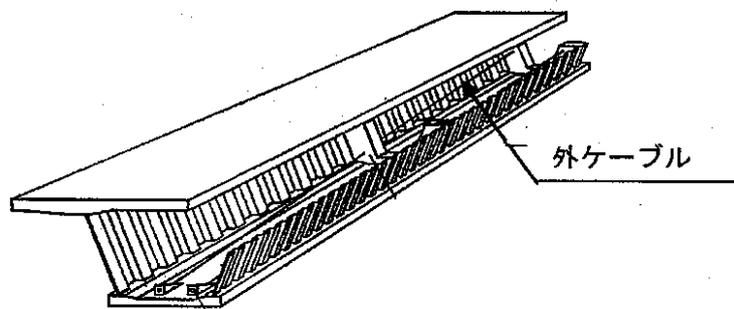
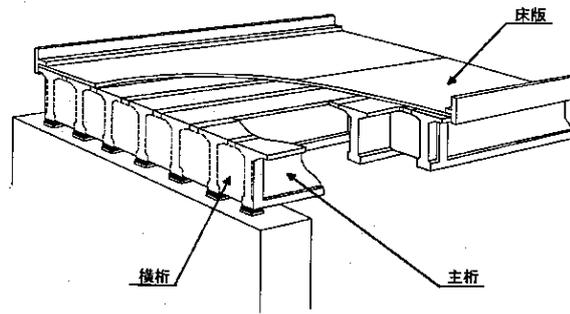
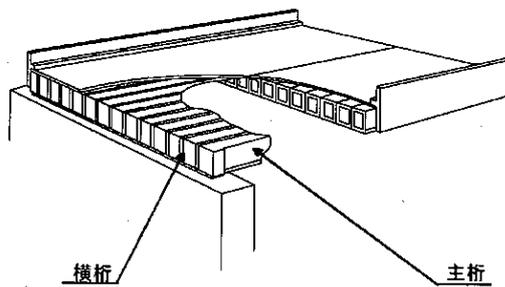


図 1.3 部材の名称 (その3)

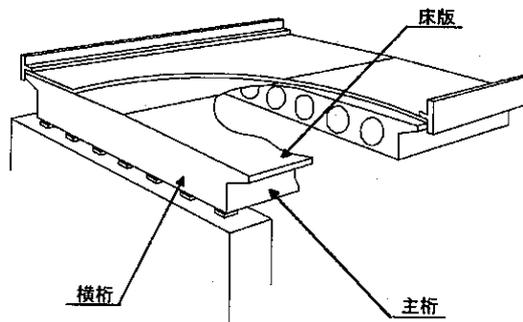
PCT桁, RCT桁



PCプレテン中空床版



PCポステン中空床版



PC箱桁, RC箱桁

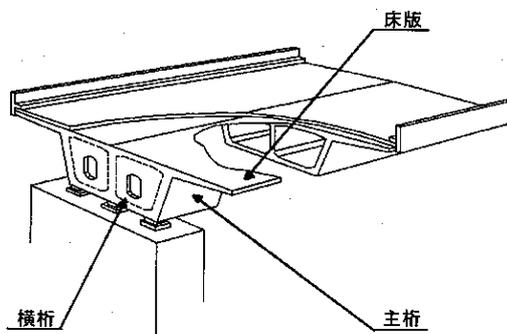
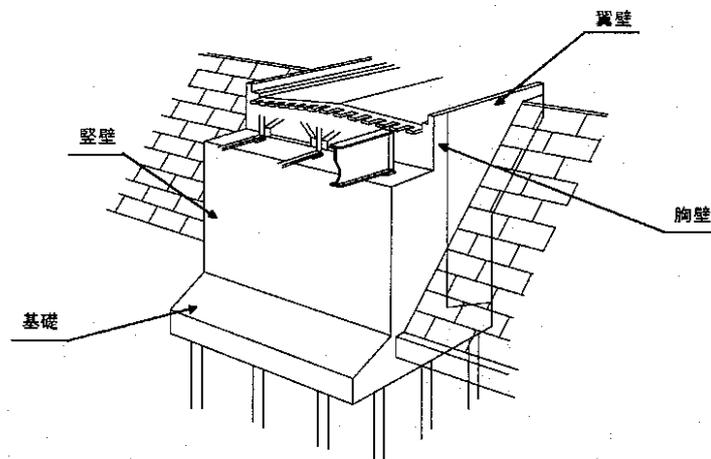


図 1.4 部材の名称 (その4)

・ 下部構造

橋台



橋脚

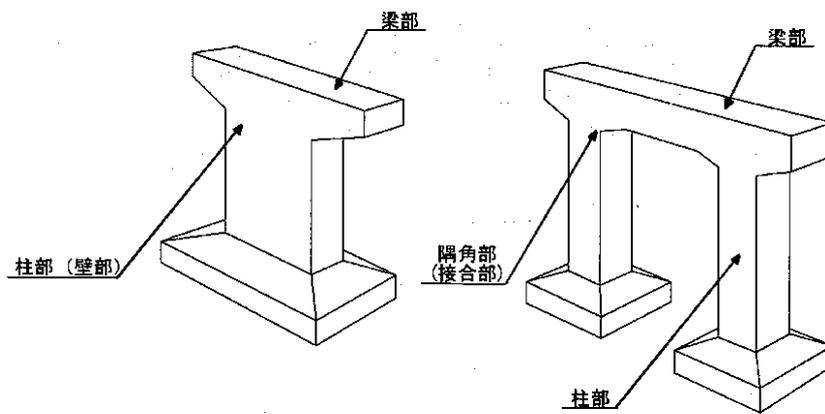
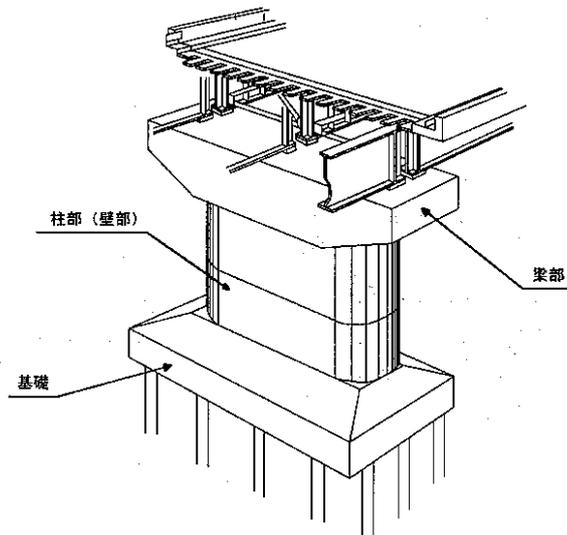


図 1.5 部材の名称 (その5)

・ 支承部

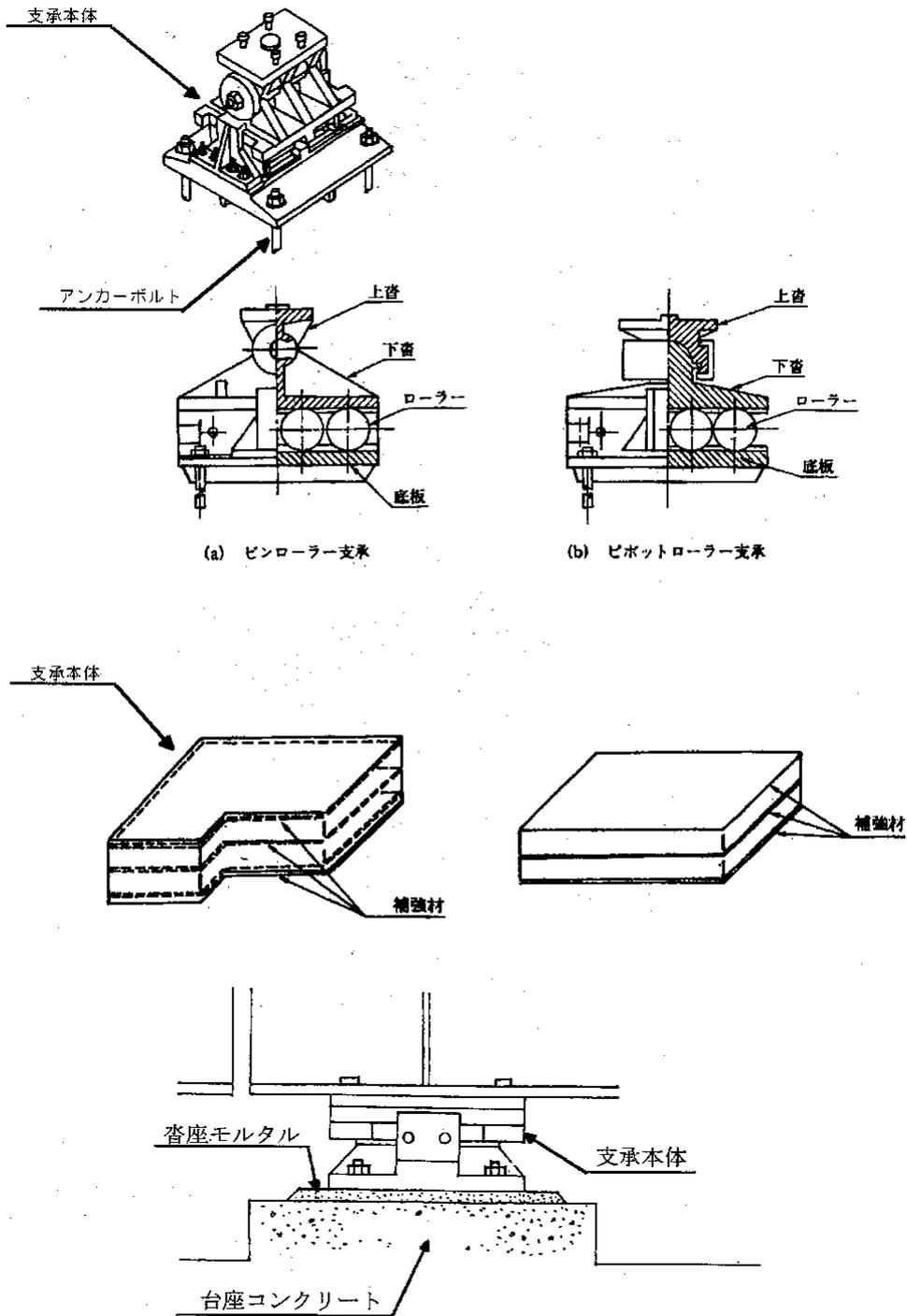


図 1.6 部材の名称 (その6)

落橋防止システム

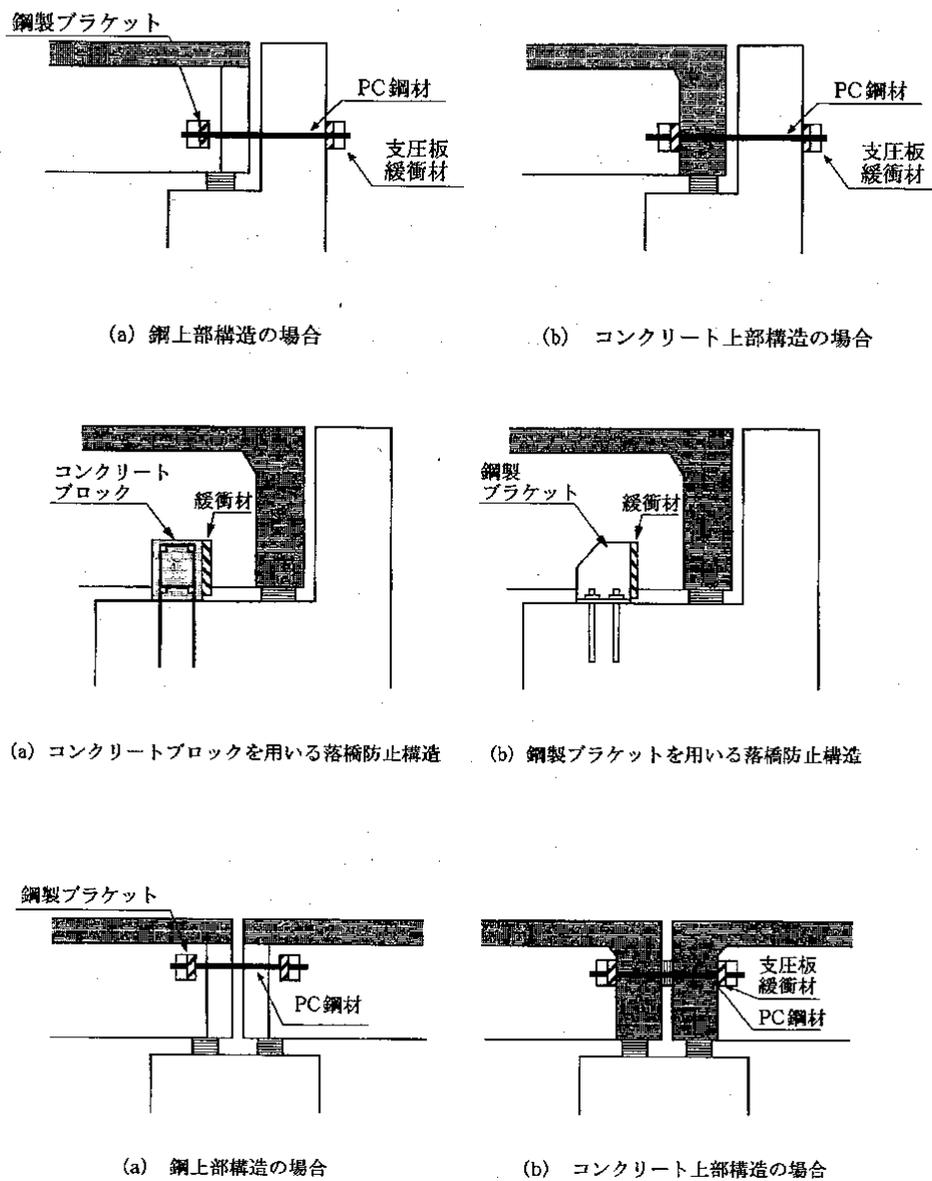


図 1.7 部材の名称 (その7)

・路上

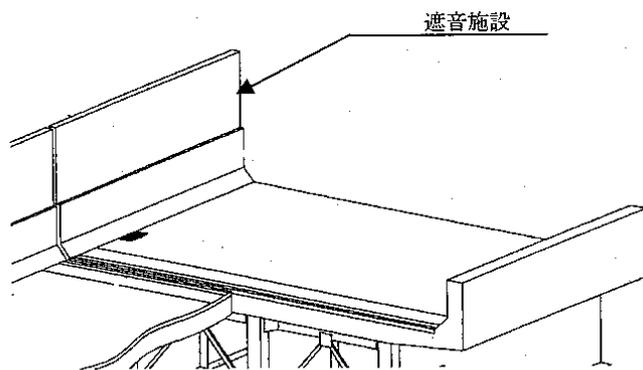
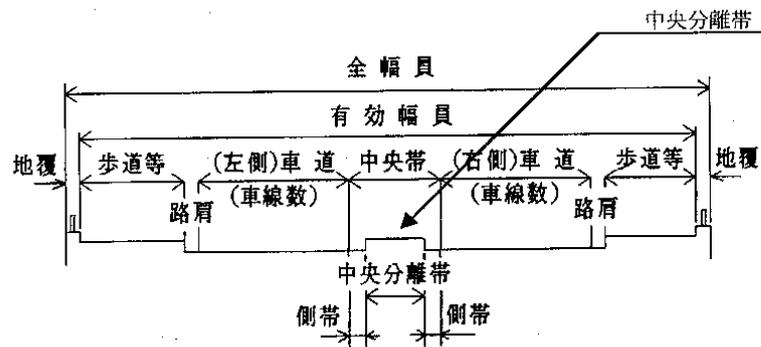
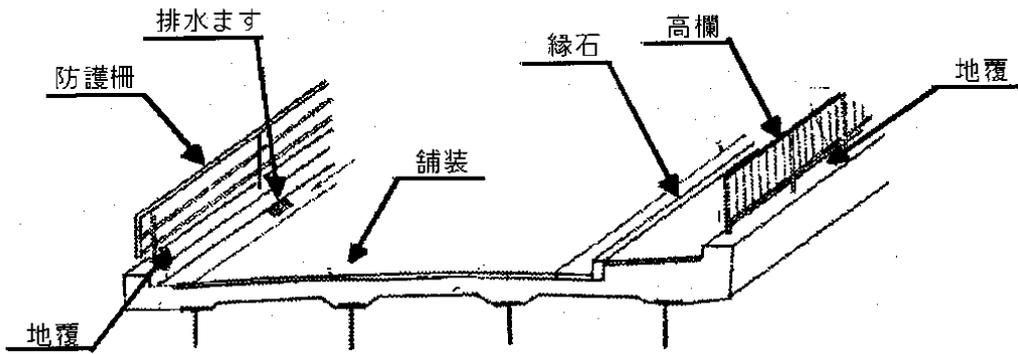


図 1.8 部材の名称 (その 8)

伸縮装置

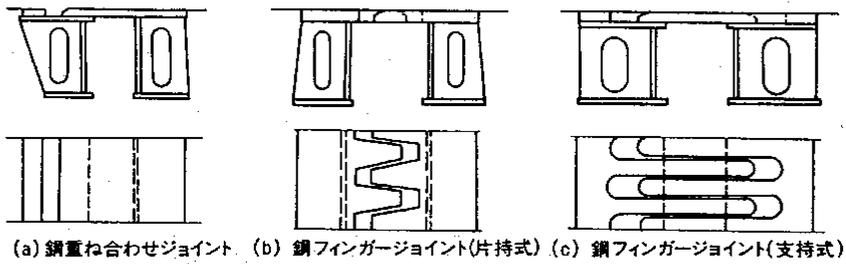
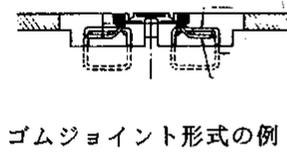
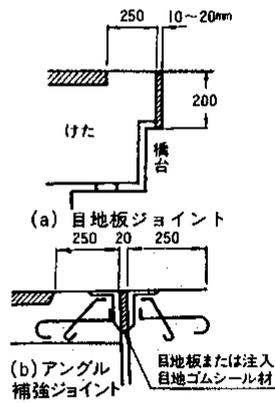
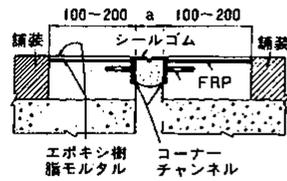
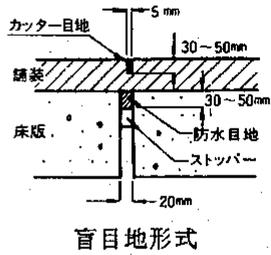


図 1.9 部材の名称 (その9)

・排水施設

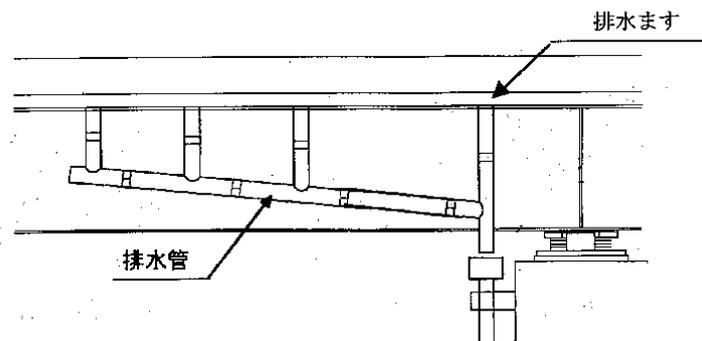


図 1.10 部材の名称 (その10)

・点検施設

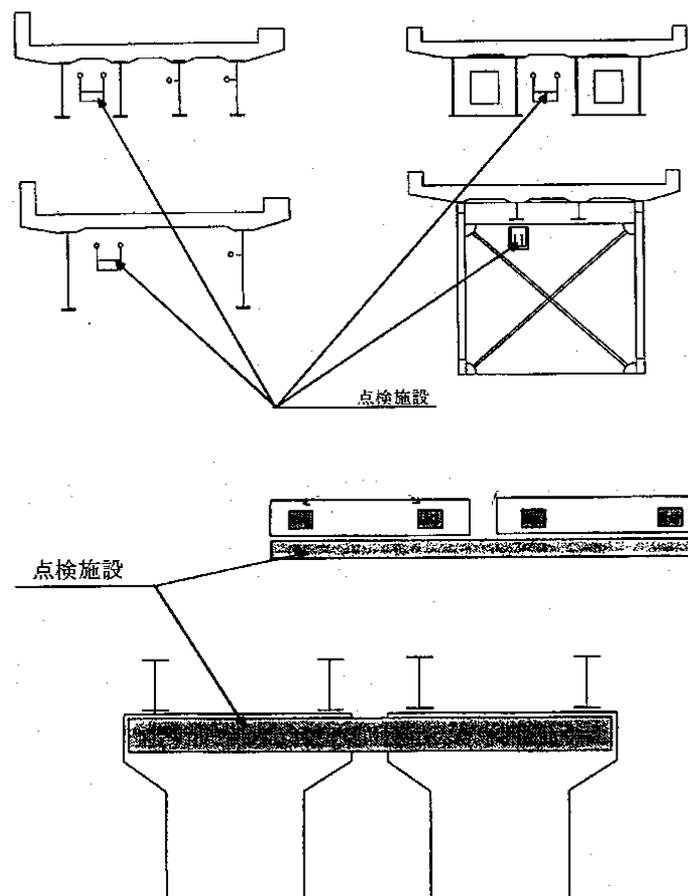
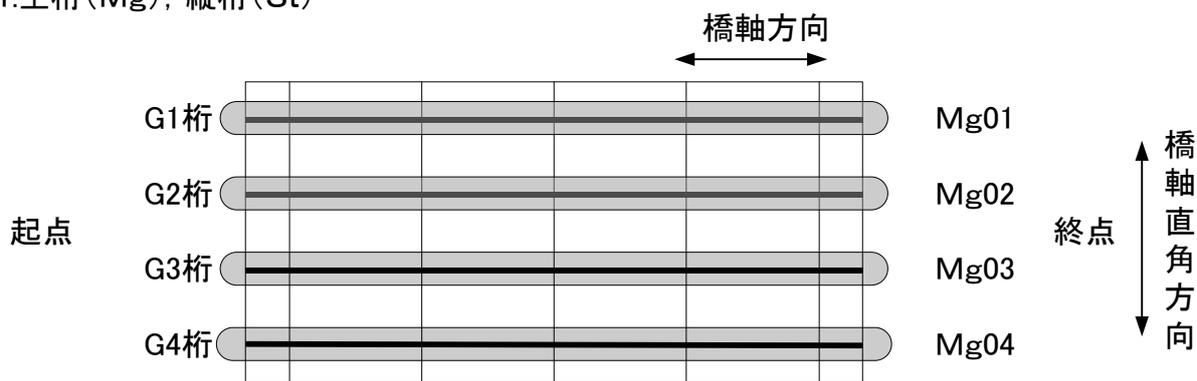
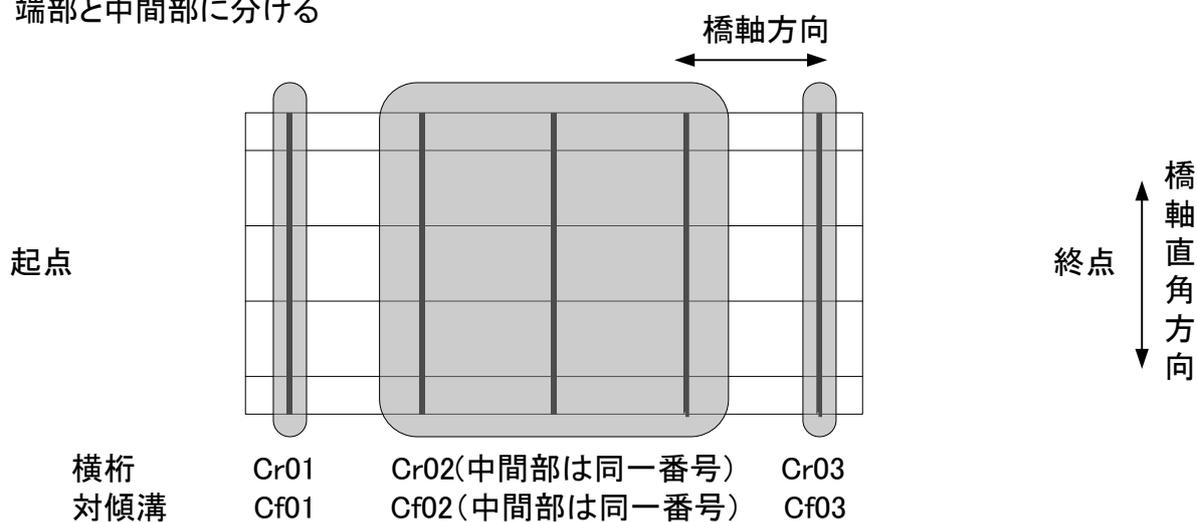


図 1.11 部材の名称 (その11)

1.主桁(Mg), 縦桁(St)



2.横桁(Cr), 対傾溝(Cf)
端部と中間部に分ける



3.横溝(LI)

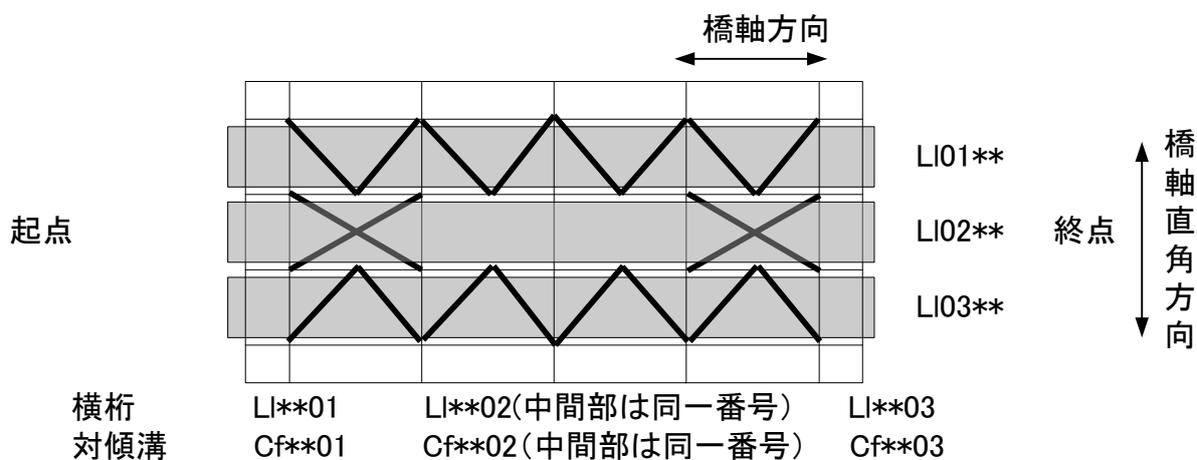
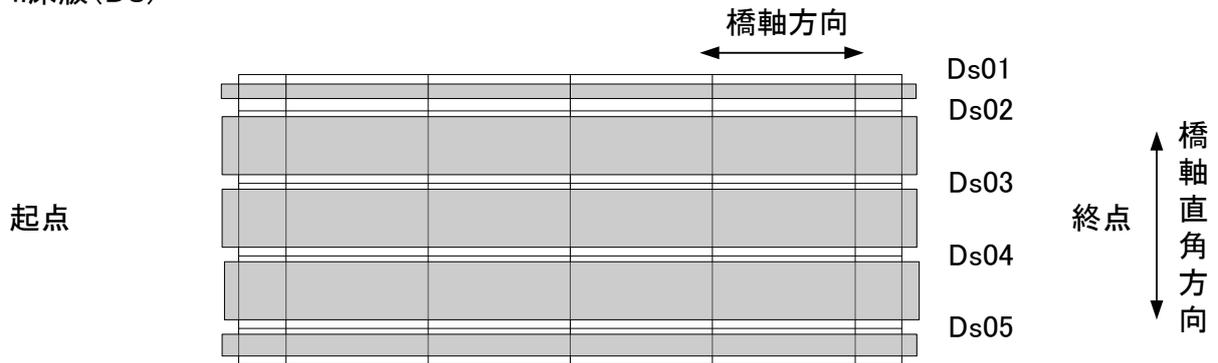
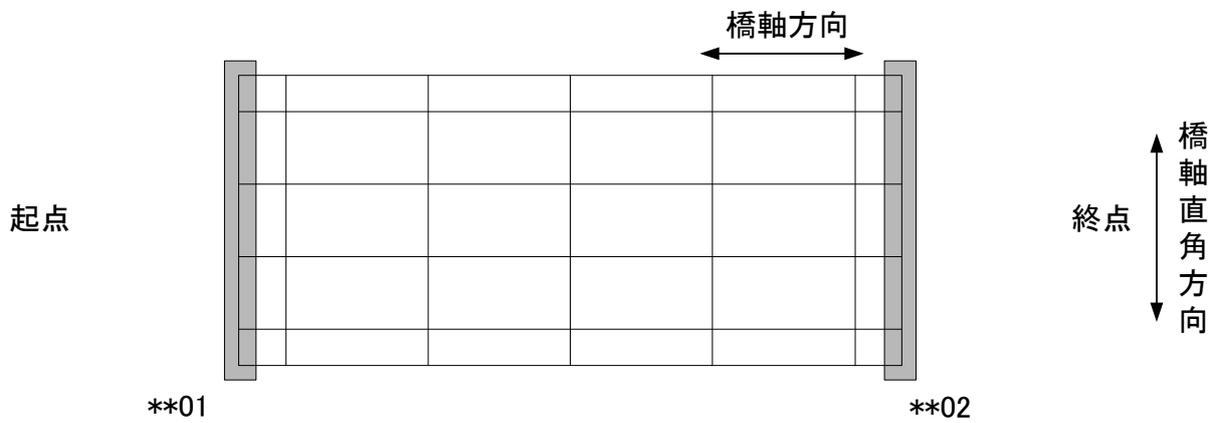


図 1.12 部材番号例 (その1)

4.床版(Ds)



5.橋台(A), 橋脚(P), 基礎(Ff),伸縮装置(Ej),落橋防止システム(Sf),支承(Bh,Bm,Bc),袖擁壁(Ww)



6.高欄(Ra),防護柵(Gf),地覆(Fg),縁石(Cu),遮音壁(Si)排水施設(Dr,Dp),添架物(Ut)

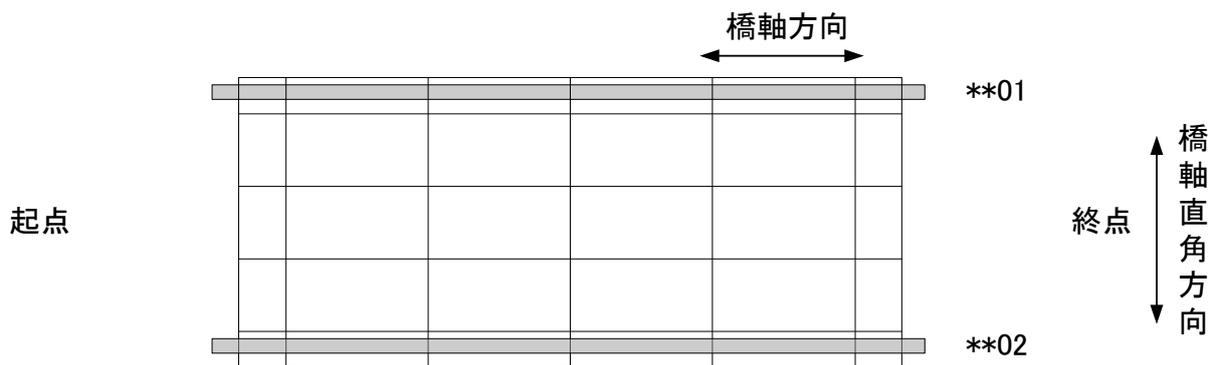


図 1.13 部材番号例 (その2)

2. 定期点検調書の記入様式

(1) 点検調書（その1）橋梁の諸元と総合検査結果

点検調書(その1) 橋梁の諸元と総合検査結果													
フリガナ 橋梁名	マルマルハシ ●●橋		路線名	会津高田・柳津線			道路種別	主要地方道			橋梁コード	L0110	
所在地	自	河沼郡柳津町大字猪倉野字古屋敷	距離標	自	9.6km	+	73m	管内名称			点検年月日	2007年11月29日	
	至	河沼郡柳津町大字猪倉野字壱ヶ曾根		至	9.7km	+	27m	県北			点検者	●●●●	
橋長 (m)	67		活荷重・等級	一等橋			適用示方	昭和42年					
橋	幅員	全幅員	8.2~9.2m	地覆幅	歩道幅	車道幅	車道幅・車線	歩道幅	地覆幅	中央帯	中央 分離帯	交通条件	
		有効幅員	7.0~8.0m	0.60m	—	3.5~	1	3.5m	1	—	0.6m		—
下部構造形式	壁式橋台、T型橋脚		備考 (補修履歴等)										
基礎形式	直接基礎												
支承タイプ			伸縮装置タイプ	防護柵高さ			防水層有無		鋼材使用		荷重	—	
点検方法	橋台:はしご、桁下:遠望目視		昼間/夜間	昼間			関係機関協議						
総合検査結果	<p>本橋は、竣工後〇〇年経過しており、主要部材については「損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない」損傷が局部的に発生している程度であるか、伸縮装置や排水装置の損傷により漏水が生じ局部的な腐食が見られ、「状況に応じて補修を行う必要がある」損傷と判定している。対策に際しては、支承、伸縮装置、排水施設の交換では同様の損傷が繰り返されることが懸念され、伸縮装置を損傷させた根本原因を突き止めた上での対策が必要である。</p>												
	<p>本調書作成における留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「総合検査結果」については以下に留意して記入する（400字程度以内）。 <ol style="list-style-type: none"> 「点検調書（その4）チェックシート」で、点検項目毎に記述された所見をとりまとめ、総合的評価を述べる。 竣工後経過年数を記述。 例）本橋は、竣工後〇〇年が経過しており... 判定の総括、対策の総括を記入 例 1）「損傷が認められないか、軽微で補修を行う必要がない」程度の損傷が橋梁全体に発生している。 例 2）耐力向上を含めた抜本的な補強を検討する必要がある。 維持管理に関わる現場での特記事項、注意点があれば記入 例）山間部に架かる橋梁のため、凍結防止剤の使用により塩害が懸念される。 詳細調査を行う場合には、可能な範囲で、具体的な調査方法等について記述する。 対策案を提案する。なお、健全度ランク3程度の損傷であっても予防保全の観点から補修案の提案を行う。 												

本調書作成における留意事項等

- ・ 支承タイプ、伸縮装置タイプ（排水型・非排水型）、防護柵高さ、防水層の有無、耐侯性鋼材の使用の追加

本調書作成における留意事項等

- ・ 補修履歴情報の追加

本調書作成における留意事項等

- ・ 工事や次回点検発注時の省力化を目的に、点検方法（梯子・船・点検車）や昼間/夜間、関係機関協議の記入欄を追加

本調書作成における留意事項等

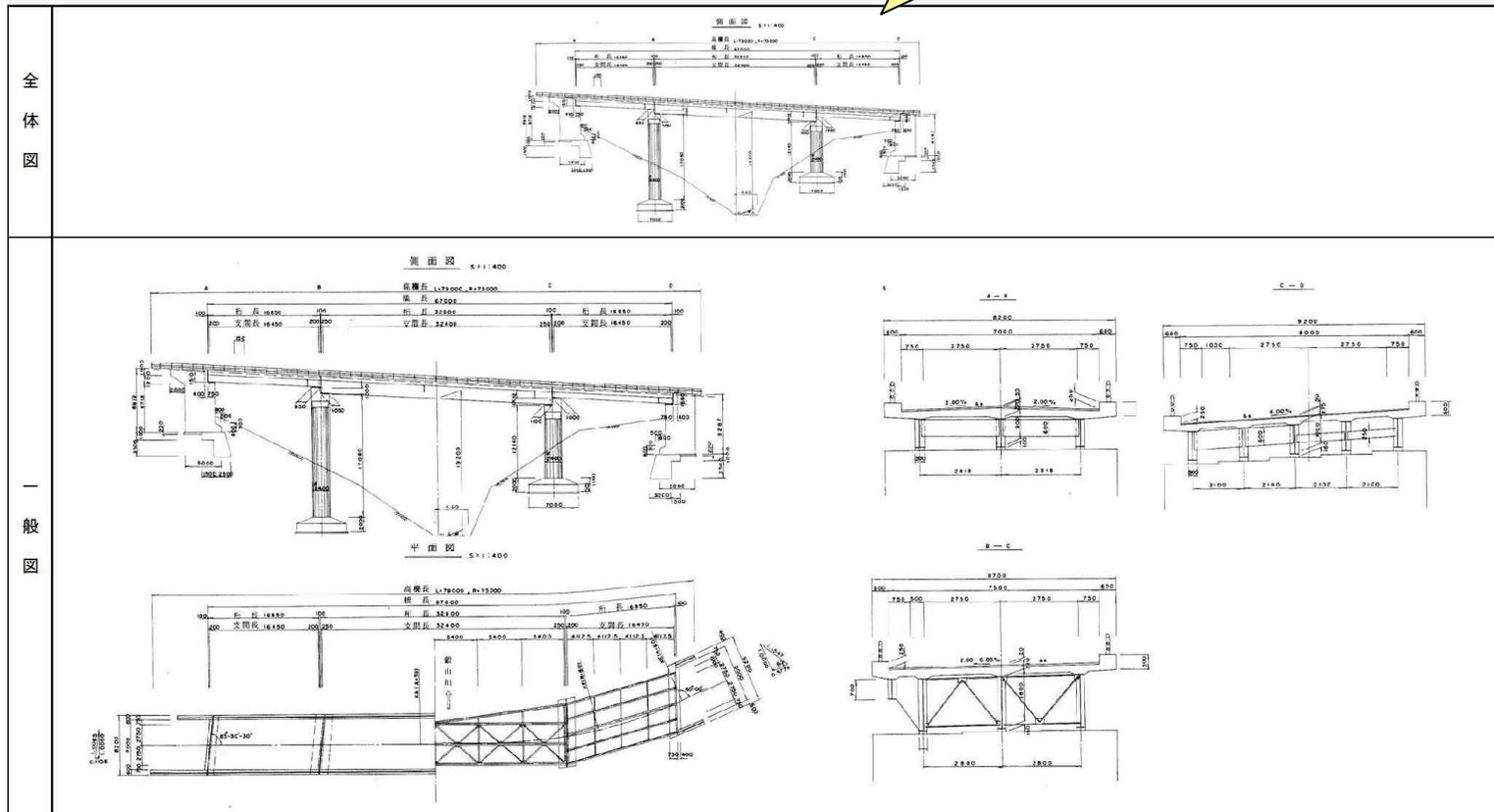
- ・ 「総合検査結果」については以下に留意して記入する（400字程度以内）。
 - 「点検調書（その4）チェックシート」で、点検項目毎に記述された所見をとりまとめ、総合的評価を述べる。
 - 竣工後経過年数を記述。
例）本橋は、竣工後〇〇年が経過しており...
 - 判定の総括、対策の総括を記入
例 1）「損傷が認められないか、軽微で補修を行う必要がない」程度の損傷が橋梁全体に発生している。
例 2）耐力向上を含めた抜本的な補強を検討する必要がある。
 - 維持管理に関わる現場での特記事項、注意点があれば記入
例）山間部に架かる橋梁のため、凍結防止剤の使用により塩害が懸念される。
 - 詳細調査を行う場合には、可能な範囲で、具体的な調査方法等について記述する。
 - 対策案を提案する。なお、健全度ランク3程度の損傷であっても予防保全の観点から補修案の提案を行う。

(2) 点検調書（その2）径間別一般図

点検調書(その2) 径間別一般図				径間番号	1			
フリガナ 橋梁名	マルマルパン ●●橋		路線名	会津高田・柳津線				
所在地	自	河沼郡柳津町大字猪倉野字古屋敷	距離標	自	9.6km	+	73m	
	至	河沼郡柳津町大字猪倉野字堅ヶ曾根		至	9.7km	+	27m	
			管轄 事務	管内名 東北		点検年月日	2007年11月29日	
					事務	県北建設事務所	点検者	●●●●

本調書作成における留意事項等

- ・ 原則、文字の読めるものとする。
- ・ 方向（至○○）、支点条件（F,M等）が記入されていることが望ましい。
- ・ 損傷図の基になるため、CADで作成することが望ましい。
（前回点検結果の成果を有効活用する）



(3) 点検調書（その3）現地状況写真

点検調書(その3) 現地状況写真									
フリガナ 橋梁名	マルマルバシ ●●橋		路線名	会津高田・柳津線			道路種別	主要	
所在地	自	河沼郡柳津町大字猪倉野字古屋敷	距離標	自	9.6km	+	73m	管内名称	
	至	河沼郡柳津町大字猪倉野字壱ヶ曾根		至	9.7km	+	27m	事務所名	県北建
現 地 状 況 写 真	写真番号	1		撮影年月日	2008年10月10日		写真番号	2	
	径間番号	1		メ	モ		径間番号	1	
	写真説明	起点側					写真説明	桁下面	
									
	写真番号	3		撮影年月日	2008年10月10日		写真番号	4	
	径間番号	1		メ	モ		径間番号	1	
	写真説明	PI橋脚					写真説明	橋名板	
									

本調書作成における留意事項等

- ・ 推奨する撮影アングルについて、上流側、下流側、左岸側、右岸側（河川の場合）の4枚は必須とする。
- ・ また、橋梁の全体が確認できる距離で撮影とする。

(4) 点検調書（その4）チェックシート

点検調書(その4) チェックシート				径間番号		1	
フリガナ 橋梁名	マルマルバシ ●●橋		路線名	会津高田・柳津線			
所在地	自	河沼郡柳津町大字猪倉野字古屋敷	距離標	自	9.6km	+	73m
	至	河沼郡柳津町大字猪倉野字壱ヶ首根		至	9.7km	+	27m

本調書作成における留意事項等
 ・ 損傷の規模による補正について、損傷の規模を考慮し健全度ランクを補正した場合、「有」と記入する。なお、健全度ランク2以上で、損傷の規模が「中」もしくは「大」である場合、健全度ランクを1つ挙げることを基本とする。

- 橋梁点検のポイント
- 昭和30年代後半～40年代前半に架設された橋梁は要注意。（板厚の減少）
 - 自動車が通過したときの異常な音や振動、たわみが認められるとき
 - 舗装の局所的な損傷は床版異常の兆候である。床版を重点的に点検し、詳細調査の有無を判断すること。
 - 遠目から見て高欄や地覆が通っているか、橋脚に移動や傾斜がないか、橋梁全体の状況を確認すること。

本調書作成における留意事項等
 ・ 概算数量算出に役立つ調書様式とするため、損傷の規模を追加した。

部位・ 部材区分	点検箇所	点検項目	点検		判定					損傷の規模				部材別判定 番号記入
			未実施	不要	1.健全	2.対策不要	3.状況に応じ早めに対策	4.早急に補修補強	5.緊急対応の必要	無	小	中	大	
上部 構造	床版	◆ ① 床版下面に漏水、遊離石灰があるか	未	不	OK	-	遊離石灰あり、かつ 錆汁なし	遊離石灰あり、かつ 錆汁あり	-	無	局所	全体の 1/2	全体	1
		◆ ② 下から見て、表面が剥がれているところがあるか	未	不	OK	-	剥離・鉄筋露出あり、かつ鉄筋腐食軽微	剥離・鉄筋露出あり、かつ鉄筋腐食著しい	-	無	局所	全体の 1/2	全体	1
		◆ ③ 床版コンクリートにひびわれがあるか	未	不	[ひびわれ幅] 0.05mm以下、かつ [ひびわれ間隔と性状] 1方向・間隔 1.0m以上	[ひびわれ幅] 主に 0.1mm以下、かつ [ひびわれ間隔と性状] 1方向・間隔1.0m ～0.5m	【鋼橋のコンクリート床版】： [ひびわれ幅]主に0.2mm以下、かつ[ひびわれ間隔と性状]格子状・間隔0.5m程度 【PC橋の床版、RC橋の床版】： [ひびわれ幅]主に0.2mm以上・部分的な角落ち、かつ[ひびわれ間隔と性状]格子状・間隔0.5m～0.2m	[ひびわれ幅] 主に0.2mm以上・連続的な角落ち、かつ[ひびわれ間隔と性状]格子状・間隔0.2m以下	コンクリート塊の抜け落ち有り	無	局所	全体の 1/2	全体	1
	桁(コンクリート)	◆ ① 桁に漏水、遊離石灰があるか	未	不	OK	-	程度小、かつ遊離石灰あり、錆汁なし	程度大、かつ遊離石灰・錆汁あり	-	無	局所	全体の 1/2	全体	不
		◆ ② 表面が剥がれているところがあるか	未	不	OK	-	剥離・鉄筋露出あり、かつ鉄筋腐食軽微	剥離・鉄筋露出あり、かつ鉄筋腐食著しい	PC鋼材の腐食・鉄筋の破断	無	局所	全体の 1/2	全体	不
		◆ ③ コンクリートにひびわれがあるか	未	不	OK	[ひびわれ幅] RC 0.2mm未満、PC 0.1mm 未満、かつ [ひびわれ間隔] 0.5m以上	[ひびわれ幅]RC 0.2mm以上0.3mm未満、 PC 0.1mm以上0.2mm未満、 かつ[ひびわれ間隔]0.5m未満、 または[ひびわれ幅]RC 0.3mm以上、PC 0.2mm以上、かつ[ひびわれ間隔]0.5m以上	[ひびわれ幅] RC 0.3mm以上、PC 0.2mm 以上、かつ [ひびわれ間隔] 0.5m未満	構造的な安全性を損ねるひびわれ	無	局所	全体の 1/2	全体	不
		◆ ④ PC定着部に異常があるか	未	不	OK	-	-	定着部に錆汁を伴うひびわれ有り	定着部コンクリートが著しく剥離	無	局所	全体の 1/2	全体	不

※ ◆が付いている項目は、橋梁の主部材や構造的な破損状況を確認するものであるため重点的に点検を行うこと
 ※ 桁（鋼）は主桁、横桁を対象にし、対傾構、横構に損傷がある場合は「その他コメント」に記入する。
 ※ 損傷の規模の反映について、健全度ランク2以上で、損傷の規模が「中」もしくは「大」である場合、健全度ランクを1つ挙げることを基本とする。またこの補正を行った場合、部材別判定番号記入欄の規模反映を「規模反映：有」とする。

本調査作成における留意事項等

概算数量算出に役立つ調査様式とするため、損傷の規模を追加した。

部位・ 部材区分	点検箇所	点検項目	健全度					緊急対応の必要	損傷の規模				写真番号	劣化 要因	部材別判定 番号記入	
			未実施	不要	1.健全	2.対策不要	3.状況に応じ早めに対策		無	小	中	大				
上部構造	桁(鋼)	◆ ① 亀裂や塗膜われがあるか	未	不	OK	-	塗膜われ有り、ただし長さがきわめて短く、さらに数が少ない	亀裂有り、または亀裂の疑いのある塗膜われ	鋼桁の主桁腹板に急激な進展による構造安全性を損なう状況	無	局所	全体の1/2	全体			1
		◆ ② ボルトのゆるみ、脱落している箇所があるか	未	不	OK	-	一群の5%未満	一群の5%以上	-	無	局所	全体の1/2	全体			1
		◆ ③ 錆びているか	未	不	OK	[損傷の深さ]錆は表面的、かつ[損傷の面積]局部的	[損傷の深さ]著しい膨張または板厚減少、かつ[損傷の面積]局部的	[損傷の深さ]著しい膨張または板厚減少、かつ[損傷の面積]全体的	鋼桁形式の桁端の腹板が著しい断面欠損等、構造安全性を著しく損なう状況							規模反映:無
支承	支承	◆ ① 本体の亀裂、錆、破損があるか	未	不	OK	-	塗膜われ有り、ただし長さがきわめて短く、さらに数が少ない	亀裂有り、または亀裂の疑いのある塗膜われ	支承の機能が著しく阻害されている	無	局所	全体の1/2	全体			1
		◆ ② アンカーボルトのゆるみ、脱落している箇所	未	不	OK	-	-	ゆるみ・脱落有り	支承の機能が著しく阻害されている							規模反映:無
下部構造 (起点側)	橋台 橋脚 基礎	◆ ① コンクリートにひびわれがあるか	未	不	OK	[ひびわれ幅] RC 0.2mm未満、PC 0.1mm未満、かつ[ひびわれ間隔] 0.5m以上	[ひびわれ幅] RC 0.2mm以上0.3mm未満、PC 0.1mm以上0.2mm未満、かつ[ひびわれ間隔] 0.2m以上0.3m未満	[ひびわれ幅] RC 0.2mm以上0.3mm未満、PC 0.1mm以上0.2mm未満、かつ[ひびわれ間隔] 0.2m以上0.3m未満	本調査作成における留意事項等 損傷の規模による補正について、損傷の規模を考慮し健全度ランクを補正した場合、“有”と記入する。なお、健全度ランク2以上で、損傷の規模が「中」もしくは「大」である場合、健全度ランクを1つ挙げることを基本とする。							
		◆ ② 剥離・鉄筋露出があるか	未	不	OK	-	剥離・鉄筋露出有り、かつ鉄筋腐食軽微	剥離・鉄筋露出有り、かつ鉄筋腐食著しい	構造的な安全性を損ねる断面欠損							
		◆ ③ 漏水、遊離石灰があるか	未	不	OK	-	程度小、かつ遊離石灰あり、錆汁なし	程度大、かつ遊離石灰・錆汁あり	-							
		◆ ④ 亀裂や塗膜われがあるか(鋼部材)	未	不	OK	-	塗膜われ有り、ただし長さがきわめて短く、さらに数が少ない	亀裂有り、または亀裂の疑いのある塗膜われ	鋼橋脚の横梁の腹板の亀裂等、急激な進展による構造安全性を損なう状況	無	局所	全体の1/2	全体		材料劣化	1
		◆ ⑤ ボルトのゆるみ、脱落している箇所があるか(鋼部材)	未	不	OK	-	一群の5%未満	一群の5%以上	-							
		◆ ⑥ 錆びているか(鋼部材)	未	不	OK	[損傷の深さ]錆は表面的、かつ[損傷の面積]全体的	[損傷の深さ]著しい膨張または板厚減少、かつ[損傷の面積]局部的	[損傷の深さ]著しい膨張または板厚減少、かつ[損傷の面積]全体的	腐食により構造安全性を著しく損なう状況							
	その他	◆ ⑦ 沈下・移動・傾斜があるか	未	不	OK	-	-	沈下・移動・傾斜有り	-							
		◆ ⑧ 河床洗掘されているか	未	不	OK	-	洗掘有り	ワーキング全体が見えるような著しい洗掘	転倒等の危険性有り							規模反映:無

※ ◆が付いている項目は、橋梁の主部材や構造的な破損状況を確認するものであるため重点的に点検を行うこと

※ 桁(鋼)は主桁、横桁を対象にし、対傾構、横構に損傷がある場合は「その他コメント」に記入する。

※ 損傷の規模の反映について、健全度ランク2以上で、損傷の規模が「中」もしくは「大」である場合、健全度ランクを1つ挙げることを基本とする。またこの補正を行った場合、部材別判定番号記入欄の規模反映を「規模反映:有」とする。

判定上の目安 判定4: 5年程度で補修補強を実施

判定5: 緊急工事が必要

本調書作成における留意事項等

概算数量算出に役立つ調書様式とするため、損傷の規模を追加した。

部位・ 部材区分	点検箇所	点検項目	損傷の規模					写真番号	劣化 要因	部材別判定 番号記入					
			未実施	不要	1.健全	2.対策不要	3.状況に応じ早めに対策				4.緊急対応の必要	無	小	中	大
下部構造 (終点側)	橋台 橋脚 基礎	① コンクリートにひびわれがあるか	未	不	OK	-	[ひびわれ幅]RC 0.2mm以上0.3mm未満、PC 0.1mm以上0.2mm未満、かつ[ひびわれ間隔]0.5m未満、または[ひびわれ幅]RC 0.3mm以上、PC 0.2mm以上、かつ[ひびわれ間隔]0.5m以上	[ひびわれ幅] RC 0.3mm以上、PC 0.2mm以上、かつ [ひびわれ間隔] 0.5m未満	構造的な安全性を損ねるひびわれ	無	局所	全体の1/2	全体	材料劣化	1
		② 剥離・鉄筋露出があるか	未	不	OK	-	剥離・鉄筋露出あり、かつ鉄筋腐食軽微	剥離・鉄筋露出あり、かつ鉄筋腐食著しい	構造的な安全性を損ねる断面欠損						
		③ 漏水、遊離石灰があるか	未	不	OK	-	程度小、かつ遊離石灰あり、筋汁なし	程度大、かつ遊離石灰・筋汁あり	-						
		④ 亀裂や塗膜われがあるか(鋼部材)	未	不	OK	-	塗膜われ有り、ただし長さがきわめて短く、さらに数が少ない	亀裂有り、または亀裂の疑いのある塗膜われ	鋼製橋脚の横梁の腹板の亀裂等、急激な進展によって構造安全性を損なう状況						
		⑤ ボルトのゆるみ、脱落している箇所があるか(鋼部材)	未	不	OK	-	一群の5%未満	一群の5%以上	-						
		⑥ 錆びているか(鋼部材)	未	不	OK	-	[損傷の深さ]錆は表面的、かつ[損傷の面積]全体的	[損傷の深さ]著しい膨張または板厚減少、かつ[損傷の面積]局部的	腐食により構造安全性を著しく損なう状況						
		⑦ 沈下・移動・傾斜があるか	未	不	OK	-	-	沈下・移動・傾斜有り	-						
	⑧ 河床洗掘されているか	未	不	OK	-	洗掘有り	フーチング全体が見えるような著しい洗掘	転倒等の危険性有り							
落橋防止(起点側)	① 落橋防止システムの異常	未	不	OK	-	局部的変形、かつ一部欠損	-	第三者等への障害の懸念がある状況	無	局所	全体の1/2	全体	規模反映:無	規模反映:無	
落橋防止(終点側)	① 落橋防止システムの異常	未	不	OK	-	局部的変形、かつ一部欠損	-	第三者等への障害の懸念がある状況	無	局所	全体の1/2	全体	規模反映:無	規模反映:無	
路上	高欄	① 変形・欠損、破断(事故等によって壊されているか)	未	不	OK	-	局部的変形、かつ一部欠損	局部的著しい変形、かつ一部著しい欠損	高欄が大きく変形しており、第三者等への障害の懸念がある状況	局所	全体	全体	規模反映:無	規模反映:無	
		② 錆、亀裂、ボルトのゆるみがあるか(鋼部材)	未	不	OK	機能的な影響無し	[損傷の深さ]著しい膨張または板厚減少、かつ[損傷の面積]局部的	[損傷の深さ]著しい	ボルトのゆるみ等に						
		③ ひびわれ、うき、剥離、鉄筋露出があるか(コンクリート部材)	未	不	OK	機能的な影響無し	剥離、	剥離、	い状況						
		④ 歩行者の通行に危険と思われるところがあるか	未	不	OK	-	-	有	高欄が破断しており、第三者等への障害の恐れがある状況						

※ ◆が付いている項目は、橋梁の主要部材や構造的な破損状況を確認するものであるため重点的に点検を行うこと

※ 桁(鋼)は主桁、横桁を対象にし、対傾構、横構に損傷がある場合は「その他コメント」に記入する。

※ 損傷の規模の反映について、健全度ランク2以上で、損傷の規模が「中」もしくは「大」である場合、健全度ランクを1つ上げることを基本とする。またこの補正を行った場合、部材別判定番号記入欄の規模反映を「規模反映:有」とする。

判定上の目安 判定4: 5年程度で補修補強を実施

判定5: 緊急工事が必要

本調書作成における留意事項等

・ 概算数量算出に役立つ調書様式とするため、損傷の規模を追加した。

部位・ 部材区分	点検箇所	点検項目	健全度					損傷の規模				写真番号	劣化 要因	部材別判定 番号記入			
			未実施	不要	1.健全	2.対策不要	3.状況に応じ早めに対策	5緊急対応の必要	無	小	中				大		
路上	地覆・縁石	① ひびわれ、遊離石灰等があるか	未	不	OK	最大ひびわれ幅が0.05mm以下（ヘアークラック程度）	程度小、かつ遊離石灰あり、錆汁なし	程度大、かつ遊離石灰・錆汁あり									3
		② うき、剝離、鉄筋露出があるか	未	不	OK	—	剝離・鉄筋露出あり、かつ鉄筋腐食軽微	剝離・鉄筋露出あり、かつ鉄筋腐食著しい		無	局所	全体の1/2	全体				
		③ 変形、欠損（事故等によって壊されているか）	未	不	OK	—	局部的変形、かつ一部欠損	局部的著しい変形、かつ一部著しい欠損	第三者等への障害の懸念がある状況								
	舗装	① 路面の凹凸（橋軸方向（縦断方向）に段差があるか）	未	不	OK	—	段差量小（20mm未満）	段差量大（20mm以上）	路面に著しい凹凸があり、第三者等へ障害を及ぼす懸念がある状況		無	局所	全体の1/2	全体			3
		② 舗装の異常（穴、クラックがあるか）	未	不	OK	—	有（ひびわれ幅5mm以上）	—	床版の土砂化による路面陥没によって交通に障害が発生する懸念がある状況								規模反映:無
	伸縮装置	① 伸縮継手に損傷や変形があるか	未	不	OK	—	局部的変形、かつ一部欠損	—	路面に著しい凹凸があり、第三者等へ障害を及ぼす懸念がある状況								1
◆ 遊間が異常に離れているか、またはほとんどないか		未	不	OK	—	左右	—	—									
照明施設	① 本体の亀裂、錆、破損があるか	未	不	OK	—	—	—	懸念がある状況									
排水施設	排水装置	① 路面の排水ますが詰まっているか	未	不	OK	—	有	—	—								
		② 変形・欠損、破断（蓋、配水管等）が破損しているか	未	不	OK	—	局部的変形、かつ一部欠損	—	—		無	局所	全体の1/2	全体		4	
		③ 流末処理の問題の有無（構造物、周辺施設への漏水、滞水等）	未	不	OK	—	有	—	—								規模反映:有
か つ 検 た で 部 材 な	<p>本調書作成における留意事項等</p> <p>・ その他の特記すべき損傷がある場合は「その他コメント」欄に記述する。</p>																
その他 コメント																	

本調書作成における留意事項等

・ 損傷の規模による補正について、損傷の規模を考慮し健全度ランクを補正した場合、“有”と記入する。なお、健全度ランク2以上で、損傷の規模が「中」もしくは「大」である場合、健全度ランクを1つ挙げることを基本とする。

※ ◆が付いている項目は、樁梁の主部材や構造的な破損状況を確認するものであるので重点的に点検を行うこと

※ 桁（鋼）は主桁、横桁を対象にし、対傾構、横構に損傷がある場合は「その他コメント」に記入する。

※ 損傷の規模の反映について、健全度ランク2以上で、損傷の規模が「中」もしくは「大」である場合、健全度ランクを1つ挙げることを基本とする。またこの補正を行った場合、部材別判定番号記入欄の規模反映を「規模反映:有」とする。

判定上の目安 判定4：5年程度で補修補強を実施

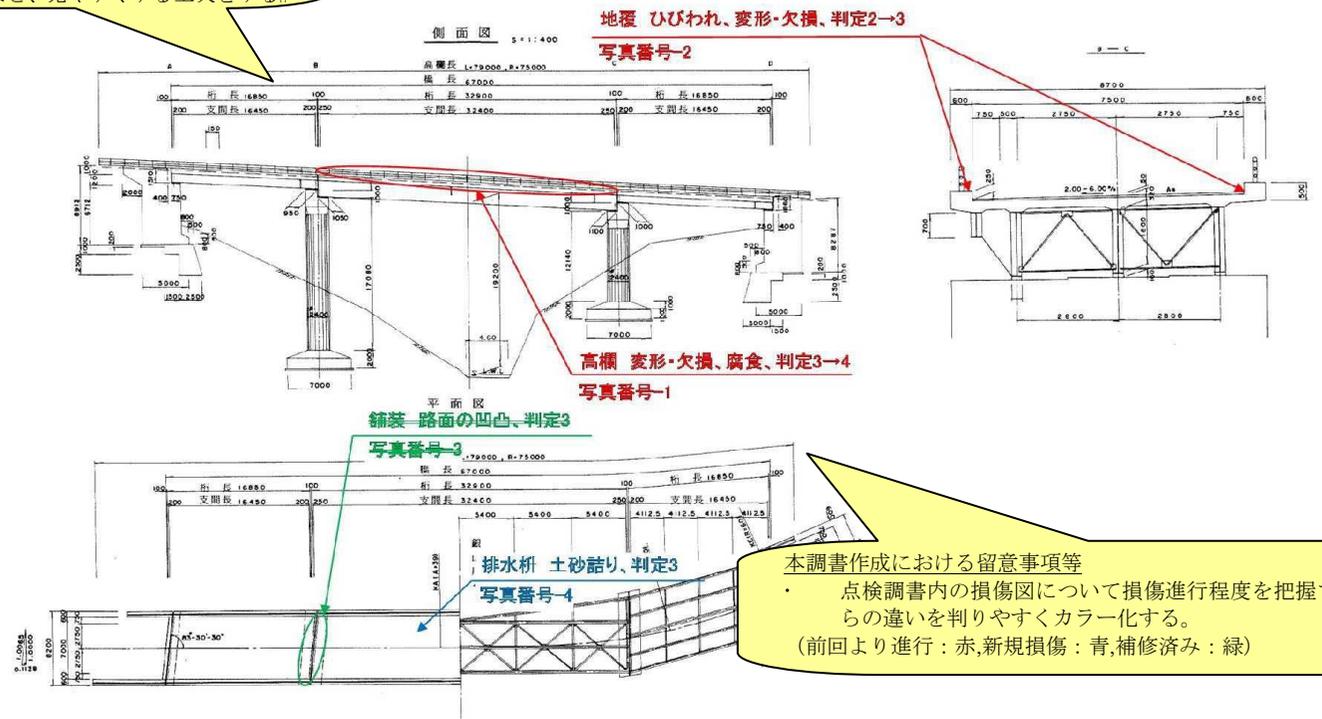
判定5：緊急工事が必要

(5) 点検調書（その5）損傷図

点検調書(その5) 損傷図			径間番号	1						
フリガナ 橋梁名	マルマルバシ ●●橋	路線名	会津高田・柳津線			道路種別	主要地方道	橋梁コード	L0110	
自	河沼郡柳津町大字猪倉野字古屋敷	距離標	自	9.6km	+	73m	管内名称	県北	点検年月日	2007年11月29日
			至	9.7km	+	27m	事務所名	県北建設事務所	点検者	●●●●

本調書作成における留意事項等
 ・ 上部工に損傷が多い場合には、例えば、桁・床版で損傷図を分けるなど、見やすくする工夫をする。

損傷図



(6) 点検調書（その6）損傷写真

点検調書(その6) 損傷写真												
フリガナ 橋梁名	本調書作成における留意事項等 ・ 可能な限り前回点検写真と同一の角度画角での撮影を行う。							道路種別	主要地方道	橋梁コード	L0110	
所在地	自 河沼郡	至 河沼郡	距離標	自 8.6km	至 7.0	管内名称	県北	点検年月日	2007年11月29日			
								点検者	●●●●			
損 傷 写 真	写真番号	1	径間番号	1	撮影年月日	2007年11月29日	写真番号	2	径間番号	1	撮影年月日	2008年10月10日
	部材名	A2橋台					部材名	A2橋台				
	損傷の種類	ひびわれ、漏水					損傷の種類	ひびわれ、漏水・遊離石灰				
	損傷程度	3					損傷程度	3				
												
	写真番号	3	径間番号	1	撮影年月日	2008年10月10日	写真番号	4	径間番号	1	撮影年月日	2008年10月10日
	部材名	高欄					部材名	地覆				
	損傷の種類	変形・欠損、腐食					損傷の種類	ひびわれ				
損傷程度	3					損傷程度	3					
												
本調書作成における留意事項等 ・ 目的にあった効果的な写真を撮影する。 ・ 橋歴板、塗歴板、および損傷が確認されない場合でも桁下や支承、補修・補強状況の状況写真は必ず撮影する。												

(7) 点検調書（その7）簡易な予防保全対象となる損傷写真

点検調書(その7) 簡易な予防保全対象となる損傷写真															
フリガナ 橋梁名	マルマルパン ●●橋		路線名	会津高田・柳津線		道路種別	主要地方道		橋梁コード	L0110					
所在地	自	河沼郡柳津町大字猪倉野字古屋敷	距離標	自	0.61	至	河沼郡柳津町大字猪倉野字	点検年月日	2007年11月29日						
	至	河沼郡柳津町大字猪倉野字ヶ首根		至	1.00		至	河沼郡柳津町大字猪倉野字	点検者	●●●●					
損 傷 写 真	写真番号	1	径間番号	1	撮影年月日	2007年11月29日	写真番号	1	径間番号	1	撮影年月日	2008年10月10日			
	部材名	伸縮装置		部材名	排水枡		部材名	伸縮装置		部材名	排水枡				
	損傷の種類	土砂詰り	損傷程度	3	損傷の種類	土砂詰り	損傷程度	3	損傷の種類	土砂詰り	損傷程度	3			
															
	写真番号		径間番号		撮影年月日	メ	モ	写真番号		径間番号		撮影年月日	メ	モ	
	部材名			部材名			部材名			部材名			部材名		
	損傷の種類		損傷程度		損傷の種類		損傷程度		損傷の種類		損傷程度		損傷の種類		損傷程度

本調書作成における留意事項等
 ・ 写真が示す損傷状況をコメント欄に記す。

本調書作成における留意事項等
 ・ 簡易な予防保全措置の対象となる損傷写真を追加する。
 ・ 現場にて措置ができなかったものを対象とする。

(8) 国交省提出様式（道路橋点検記録表様式）

1 枚目

2 枚目以降

様式(その2)

別紙3 点検表記録様式
橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度 経度	
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路 占用物件(名称)

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)		点検者 (株)東コンサルテント		点検責任者 藤原 佳大	
点検時に記録		措置後に記録		措置及び判定実施年月日	
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に 記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類
上部構造					
主桁					
横桁					
床版					
下部構造					
支承部					
その他					

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)

全景写真(起点側、終点側を記載すること)		
架設年次	橋長	幅員

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

様式1(その1) 状況写真(損傷状況)
○部材単位の判定区分がII、III又はIVの場合には、直接関連する不具合の写真に記載のこと。
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

【判定区分: 】	【判定区分: 】
【判定区分: 】	【判定区分: 】

本調書作成における留意事項等

- ・「道路橋定期点検要領」(平成26年6月 国土交通省道路局)を参照
- ・URL:<http://www.milt.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>に掲載
- ・点検調書(その1)~(その7)とは、別のエクセルファイルで作成する
